

各検査マニュアルの改訂の概要

○ 本人確認法等最近の法令改正等に伴う所要の改訂は以下のとおり。

(1) 本人確認関係

本人確認については、平成15年1月から本人確認法が施行されることから、法令等遵守及び事務リスクの検証項目の一つとして追記することとした。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル、証券検査マニュアル、投信・投資顧問検査マニュアル)

(2) 保険募集関係

平成14年10月から銀行等が保険募集を行うことのできる対象商品が拡大されたことから、法令等遵守及び事務リスクの検証項目の一つとして追記することとした。

(金融検査マニュアル)

(3) 公的管理金融機関関係

特別公的管理銀行は既に公的管理を終了し存在しないことなどから、所要の見直しを行うこととした。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(4) 更生計画等認可後の債務者区分関係

更生計画や再生計画の実現可能性が高い場合は、法的再建手続きによる場合にも上位の債務者区分に判定することができる基準を盛り込むこととした。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(5) 不動産担保関係

不動産担保評価については、債権保全という性格を十分考慮する観点から、必要な場合には、鑑定評価の前提条件や売買実例を検討するなどにより、所要の修正を行っているかを検証することとした。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(6) 審査管理関係

健全な事業を営む融資先の技術力・販売力等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎていないかを検証することとした。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(7) デット・エクイティ・スワップ関係

平成14年10月に「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会)が公表されたことから、信用リスクの検証項目の一つとして追記することとした。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)

(8) 退職給付引当金関係

平成10年6月に「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会)が公表され、平成13年3月期決算から本格的に導入されているところであることから、償却・引当の検証項目の一つとして追記することとした。

(金融検査マニュアル、保険検査マニュアル)